

【Q&A】令和8年度当初予算
「生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業」

番号	問	回答
稲作の超低コスト生産確立事業のうち 地域広がり支援タイプ（農業者協働実証型・地域モデル構築型 共通）		
1	本事業における都道府県、都道府県協議会や地域協議会、コンソーシアムの役割い かん。	本事業における、都道府県・都道府県協議会や地域協議会、コンソーシアムの主な役割については以下のとおりです。 <都道府県・都道府県協議会> ①コンソーシアムからの申請受付・とりまとめ ②都道府県事業実施計画書の作成 ③コンソーシアムが作成する「コメの超低コスト産地化プラン」の審査・承認 ④コンソーシアムへの助成金交付 ⑤コンソーシアムの取組の実績確認 ⑥コンソーシアムに対する指導監督 <地域協議会> ※地域協議会による申請受付等は任意 ①コンソーシアムからの申請受付・とりまとめ ②コンソーシアムからの申請の都道府県協議会への提出 ③コンソーシアムの取組の実績確認 ④コンソーシアムに対する指導監督 <コンソーシアム> ①「コメの超低コスト産地化プラン」の作成 ②プランに基づく取組の実施 ③構成員の取組の進捗把握・管理
2	コンソーシアムにおけるプランの取りまとめ主体い かん。	プランの取りまとめ主体については、特段決まりはありません。 コンソーシアム内で複数の構成員との調整を行い、円滑な事務を担いうる適当な者又は組織を地域の実情に応じて選定してください。

3	コンソーシアムの構成員の範囲や制約についての考え方がいかに。	コンソーシアムの構成員や規約の考え方については、以下のとおりです。なお、産地においてコンソーシアムに類する既存の団体が存在する場合は、当該団体を本事業の事業実施主体とすることも可能です。 <構成員> ・地方自治体及び農業者の参画を必須としつつ、農業者団体や民間企業（農機メーカー、資材メーカー等）、金融機関、外部専門家（農業コンサルタント、学識経験者等）等から構成されます。 <規約> ・本事業の事務手続きを適正かつ効率に行うため、コンソーシアムの代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約を定めることとします。 ・規約においては、一つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されている必要があります。
4	飼料用米やWCS用稲が対象外となっている理由がいかん。	本事業は輸出等の新たな需要に対応するための生産コスト低減の推進を主眼としていること、非食用の飼料用米やWCS用稲は、品種や栽培方法が食用の米・水稻と異なる場合が多く、その生産コストについても一律に評価することができないことから取組や評価の対象外としています。 このため、例えば飼料用米の専用品種の導入・栽培実証の取組など、非食用の水稻に関する直接的な取組は対象となりませんが、プール育苗や農業機械メンテナンスの技能習得など食用の水稻を主としつつ、間接的に非食用の水稻にも裨益する取組については対象となります。
5	生産コストの現状把握・分析を行う上で、農業コンサルタントなど、専門人材を必ず活用する必要はあるのか。	生産コストの分析を行うにあたっては、必要な知識や経験を有する適当な者・機関が行うのであれば、必ずしも専門人材を活用いただく必要はございません
6	生産コストの先進地調査に関して、内容や場所などに制約はあるのか。	先進地調査については、当該コンソーシアムのコスト低減の取組において必要かつ適切と考えられるものであれば、その内容や場所、手法などに制約はありません。例えば、当該コンソーシアムにおいて今後取り組む予定のない低コスト技術についての先進地調査は認められません。 コスト低減に向けてより効果的な調査となるよう、農林水産省や都道府県等のHPに掲載されている優良事例、実証事例なども参考にしてください。
7	プラン提出後にコスト分析した結果、当初プランに盛り込んでいなかったコスト低減の取組を実施することは可能か。	コスト分析によってプラン提出時には想定していなかったコスト低減に必要な取組内容が見えてくることも考えられることから、分析結果を踏まえ、補助上限額（1,000万円/コンソーシアム）の範囲内でプラン提出後に取組内容を追加することは可能です。 ただし、当初の交付決定額を超える場合には所定の手続きにより修正したプランを再提出していただき、追加の交付決定を受けるなどの必要がありますので、当初プラン以外の取組を希望する場合には必ず事前にご相談ください。

8	成果目標の現況値について、原則として令和7年産の生産コストとなっているが、原則外（例外）の考え方いかん。	自然災害や資料の整理が不十分等の理由により令和7年産の生産コストを用いることが不適当と考えられる場合や生産コストの把握が困難な場合は、令和6年産の生産コスト等を用いることも可能です。
9	生産コストの評価対象とする玄米（水稻）は、原則として食用として供する目的で栽培する米となっているが、例外の考え方いかん。	本事業では、非食用の飼料用米やWCS用稲は対象外としていますが、低コスト化の取組を行う中で、結果的に飼料用米などのコスト低減にも裨益しうる取組（農業機械の共同利用、プール育苗等）については、対象とします。 このようなケース以外の場合については個別にご相談ください。
10	生産コスト分析に係る取組とは具体的にどういった取組を行えば要件を満たしたことになるのか。	具体的な取組内容としては、農業コンサルタントなどのコスト低減に向けた分析スキルや知識を有するアドバイザーの指導の下、生産コストの正確な現状把握、経営体間の費目ごとの比較、課題抽出、それらを踏まえた低減対策の検討等を実施していただくことを想定しています。
11	コスト低減に主として取り組む農業者の水稻作付面積の考え方いかん。	コスト低減に主として取り組む農業者としてプランに位置付けられた農業者の食用の水稻作付面積の合計値とします。
12	コスト低減に主として取り組む農業者について、農業者の離農等により要件を満たせなくなった場合は支援の対象外となるか。	コスト低減に主として取り組む農業者の要件については事業実施期間を通して満たせるよう、農業者の変更がないように地域内で十分に検討した上で申請してください。 なお、農業者のやむを得ないご事情によって、経営体数を下回る場合等には、コンソーシアム単位の取組内容（コメの超低コスト産地化プラン）を遵守するため、別の農業者を追加で位置付けるなどにより要件を満たせるようにしてください。
13	コスト低減に主として取り組む農業者について、農事組合法人が参画する場合、構成農家各々をコスト低減に主として取り組む農業者にカウントしてよいのか。	本事業では、産地内の多様な経営体の参画の下、コスト低減に資する様々な取組を行うことにより産地内外の生産コストの削減を図っていくこととしています。あくまでも経営体としての生産コストの低減が重要であることから、1法人は1経営体として扱うようにお願いします。
14	多収品種としてどの品種が該当するのか。	多収である理由や根拠（例えば国や都道府県などが他の事業やマニュアル等で多収品種と設定しているなど）があれば、多収品種に該当する可能性があります。
15	団地化・集約化の定義いかん。	本事業における、団地化・集約化の定義については以下のとおりです。 <団地化> 団地化の取組とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の水田を隣接させることをいいます。 ①畦畔で接続する水田 ②農道又は水路等を挟んで接続する水田 ③各々一隅で接続する水田 ④段状に接続する水田 ⑤借受希望者の宅地に接続している2筆以上の水田 <集約化> 農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいいます。

16	農水省へ提供するデータの具体的内容いかん。	提供いただくデータとしては、各経営体の生産コスト分析の診断結果や技術実証の成果、成果の普及に向けた取組等を想定しています。
17	2年目、3年目はそれぞれコンソーシアムをどの程度採択する予定なのか。	後年度の予算措置に関わることであり、現時点では未定です。
18	中間評価で不採択となった場合に、再度申請することは可能か。	本事業は、全国の幅広い産地を支援する観点から、2年目の要望調査では、1年目に採択されていないコンソーシアムを対象に募集を行うこととしているため、中間評価で不採択となったコンソーシアムは再申請することはできません。なお、1年目の申請時に不採択となったコンソーシアムが2年目に再申請することは可能です。
19	成果目標について、コスト低減が既に進んでいる産地にとっては不利ではないか。	本事業では今後、コスト低減を図っていこうとする産地の育成・創出を主目的としております。 なお、既にコスト低減が進んでいる産地であっても、コンソーシアム内で十分に成果目標についてご検討いただければ、必ずしも不利になることはないと考えています。
20	加算ポイントの①について、スマート農業機器の活用として、ドローンとロボットトラクターを活用した場合、2つの取組を実施したこととしてよいか。	スマート農業機器を複数使用した場合でも、「スマート農業機器の活用」という取組事項としてはあくまで1つの取組として計算されます。
21	加算ポイントの①について、従来から取り組んでいる場合でも対象になるか。	従来から取り組んでいる場合でも、本事業を活用して取り組む場合は対象となります。
22	加算ポイントの①について、コスト低減に主として取り組む農業者が全員取り組まないと対象とならないのか。	コスト低減に主として取り組む農業者の現状によっては、加算ポイントの①の取組が必ずしも必要ない場合もあることから、それらの農業者のうち少なくとも1経営体以上が取り組めば対象となります。
23	事業実施状況報告にあたり、生産コストの根拠書類は提出する必要があるのか。	生産コストの根拠資料について、事務効率化の観点から一律に提出いただくことは想定しておりませんが、都道府県又は都道府県再生協議会等の助言指導のもと、費用項目毎の算出根拠について適切に整理・保管してください。 なお、実施状況報告書の審査等にあたり、例えば、コストの増減の主要な要因となっている費目等について、ヒアリングの実施や根拠資料の提出を求めることがあります。
24	実施状況報告では、どのような事項について報告が求められるのか。	当該年度における成果目標の達成状況やコンソーシアムの実施（進捗）状況及びその評価、取組で生じた課題及びそれらに対する対応策等の報告の提出をしていただきます。

25	中間評価は、どのような仕組みで行われるのか。	取組1年目及び2年目の年度末（2月末予定）にコンソーシアムによる自己評価や、成果目標の達成度合及び成果目標の達成に向けて実施した取組の履行状況等を踏まえ、農林水産省（本省）で評価を行います。 評価結果を踏まえて2年目、3年目も事業を継続するコンソーシアムをそれぞれ選定します。
26	自然災害等により、コスト低減が進まなかったり、計画していた取組を行えなかった場合、中間評価はどのように行うのか。	自然災害等のやむを得ない事情により、コスト低減が進まなかったり、計画していた取組を行えなかった場合の評価については、実施できた分の取組の履行状況や自然災害等がなかった場合のコスト低減の可能性等を踏まえ判断することとします。
27	成果目標が達成できなかった場合の対応いかん。	成果目標を達成できなかった場合、コンソーシアムに対し、引き続き目標達成に取り組むよう都道府県又は都道府県協議会を通じて指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画をコンソーシアムから提出していただきます。
28	補助金の支払いスケジュールいかん。コンソーシアムはいつ頃までに補助金を受け取ることができるのか。	都道府県又は都道府県協議会への交付決定の後、概算払い申請があれば都道府県又は都道府県協議会に対してコンソーシアムへの補助額を含めて支払うことが可能となります。なお、具体的な支払い時期は、コンソーシアムの取組状況によって異なります。
29	コンソーシアムはいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	国は、都道府県又は都道府県協議会に対して予算の範囲内で要望調査を行うこととしており、この期間内に、コンソーシアムは都道府県又は都道府県協議会（、地域協議会）に、構成員やその役割、低コスト化に向けた取組方針、生産コストの現状及び目標、目標達成に向けた取組概要やスケジュールなどを記載したプランを提出することとなります。
30	採択要件の「原則として、そのうち水稲作付15ha以上の認定農業者を含む」や「原則として、いずれの農業者も水稲作付15ha以上の認定農業者」や「生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者を5経営体以上含み、原則として、そのうち3経営体は水稲作付15ha以上の認定農業者」における「水稲」は主食用、加工用、輸出用、米粉用等の食用で、飼料用米、WC S用稲、バイオマスプラスチック用は含まないという理解で良いか。	主たる農業者に係る部分は食用です。なお、「目標地図位置づけられた稲作農業者の5割以上」の「稲作農業者」については、作付けている水稲に食用以外も含めます。

31	また、「水稻作付15ha以上」の要件について、経営規模30ha以上の大規模経営者であっても転作率50%以上の場合、水稻作付15ha未満となる。「原則」の考え方で要件を満たすことは可能か。	「原則」は災害等があった場合を想定しており、通常の営農の中で水稻を15ha以上作付けないのであれば満たしません。
32	すでに導入している技術を用いて栽培する場合も対象になるのか。	既に導入している技術において全く同じ取組を行う（繰り返す）ことは、実証になり得ないため支援の対象になりませんが、例えば、機械の一部についてリースでスマート農機を導入する場合などは可能ですので、悩む場合はご相談ください。
稲作の超低コスト生産確立事業のうち 地域広がり支援タイプ（農業者協働実証型）		
33	農業者協働実証型におけるR7年度事業との違いは何か。	・「単収増加分の主食用米以外の他作物へ転換する取組方針となっていること」の要件を廃止 ・地方公共団体の公設試験場等についても農業者と協働することで技術実証等が可能 ・令和8年4月1日以降の取組であれば対象
稲作の超低コスト生産確立事業のうち 地域広がり支援タイプ（地域モデル構築型）		
34	地域モデル構築型の地域計画等の単位の「等」とは何か。	地域計画区内に含まれる行政区分（例：小学校区等）については、地域計画と同様の取扱いとすることが可能であり、県内の複数の地域計画や、地域計画内の複数の行政区分が連携して計画を策定することも可能としています。
35	地域計画の目標地図に位置付けられている稲作農業者の5割以上が行う経営状況の把握とはどの程度のものを指すのか。	自身の経営状況の見える化を行っていただくことを想定しています。
36	地域計画の目標地図に位置付けられた農業者の5割以上がコンソーシアムに参加する要件について、特例措置はあるか。	地域計画区内に含まれる行政区分（例：小学校区等）については、地域計画と同様の取扱いとすることが可能です。具体的に想定される区分があればご相談下さい。

水稲直播栽培導入促進事業		
37	播種作業は8年の4月から始まるため、事業開始が交付決定以降では間に合わないのではないか。	令和8年4月1日以降の取組が対象です。
38	対象となる作業工程いかん。	播種作業（播種作業を含む一連）となります。そのため、播種作業を含まない取組（レーザーレベラーでの均平等）のみを行った場合においては対象となりません。
39	何をもって事業の着手や事業実施主体が行う取組とすればいいのか。	「播種作業」を事業の着手及び事業実施主体が行う取組とします。
40	成果目標及び補助対象に記載の「水稲作付面積」の「水稲」にWCSは含まないのか。	対象品目の定義同様にWCSは除きます。
41	播種作業の委託先であるサービス事業体の解釈について	近隣の生産者に委託するような場合も可能です。ただし、委託先に関わらず、証拠書類の保存するなどが必要です。ご注意ください。
42	交付対象農地に畦畔等を含むことは可能か。	交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含めません。
43	成果目標の水稲作付面積の3%以上拡大は移植の拡大分も含めていいか。	成果目標の水稲作付面積の拡大は、栽培方式は問いませんので、併せたもので算出ください。